

最高裁昭和六〇年（行ツ）第一七〇号、六一・七・一四判決
判 決

上告人 岩手県地方労働委員会

右参加人 岩手女子高等学校教職員組合

被上告人 学校法人岩手女子奨学会

右当事者間の仙台高等裁判所昭和五八年(行コ)第七号、第八号不当労働行為救済命令取消請求控訴、同附帯控訴事件について、同裁判所が昭和六〇年六月二八日言い渡した判決に対し、上告人から一部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

(主文)

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

(理由)

上告代理人 X1、同 X2、同 X3 の上告理由及び上告参加人代理人 X4 の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし正当として是認することができ、その過程に所論の違法はなく、所論引用の判例に抵触するところもない。右違法があることを前提とする所論違憲の主張は、その前提を欠く。論旨は、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷